

# 新規に事業をご検討されている皆様へ 消防への相談・届出はお済みですか？

津幡町内で新たにお店などの事業を始める場合は、営業を開始する7日前ま  
でに津幡町消防本部への届出が必要です。

また、建物の構造、規模及び用途を変更して使用する場合は、新たに消火器  
や自動火災報知設備などの消防用設備等を設置する必要となることがありま  
す。

**必ず事前相談をするようお願いいたします。**

## 相談・届出先

津幡町消防本部・津幡町消防署

住所：石川県河北郡津幡町字加賀爪ハ109番地1

電話：076-288-3000（代表）

担当部署：予防課

メールアドレス：shobousho@town.tsubata.lg.jp

ホームページ



申請書・届出書



## 必要となる書類（例）

- ・ 防火対象物使用開始届出書
- ・ 消防用設備等設置届出書
- ・ 工事整備対象設備等着工届出書 など

（※建物の状況によって必要になる書類は異なるため、ご相談時にお伝えいたします。）